

静岡文化芸術大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則第56条の規定に基づき、この規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において、外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本国永住許可を得ているものを除く）で、本学に学部学生として入学を許可された者をいう。

(入学者の選考及び入学許可)

第3条 外国人で、学部学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、選考（書類審査、面接、その他本学の定める試験）を行い、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可する。

(入学資格)

第4条 学部学生として入学することのできる者は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの並びに国際バカロレア資格、アビトゥア資格又はバカロレア資格を有し、18歳に達した者とする。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 写真
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

(編入学、転入学及び再入学)

第6条 本学に編入学、転入学又は再入学を志望する者は、第5条に規定するところに準じて取り扱うほか、教授会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位数を換算し、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(その他)

第7条 学長は、この規程に定めるほか外国人留学生に関する細則を定めることがで

きる。

(準用)

第8条 静岡文化芸術大学学則中、学生に関する規定は外国人留学生に準用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。